

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

2022年7月決算時点
株式会社ブードン

平成24年10月1日施行の労働者派遣法改正法により、派遣元事業者は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

2022年度における情報提供を下記の通り公開致します。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

1. 派遣労働者の数	2人
2. 派遣先の数	2社
3. 派遣料金/8H平均	29,577円
4. 派遣労働者賃金/8H平均	18,507円
5. マージン率	37.4%
6. 教育訓練に関する事項	・就業先規則 ・ビジネスマナー訓練 ・階層別教育など
7. その他参考と認められる事項	・年次有給休暇 ・定期健康診断 ・健康保険組合の福利厚生施設利用

労使協定の締結	締結済み
労使協定対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
有効期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで